

香川労働局発表
令和6年7月18日

香川労働局労働基準部 監督課
課長 小林 弦太
監督係長 藤本 剛志
(直通電話) 087 (811) 8918
(夜間電話) 087 (811) 8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

公開・頭撮り可
報道関係者 各位

時間外労働の上限規制の開始に際して建設業関係の協議会を開催 ～7月26日に香川建設業労働時間削減推進協議会を開催します～

平成30年に公布された働き方改革関連法により、働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守るため、時間外労働の上限規制が導入されました。建設事業についてはその適用が猶予されていましたが、その経過措置が終了し、今年4月1日から適用されています。

今般、建設業における時間外労働の上限規制の開始に際して、労働時間の法制度等の周知や理解促進について協議会を開催します。特に、建設業の働き方改革の推進に当たっては、建設工事における適切な工期の設定が重要であり、新たに構成員を追加し、建設工事発注企業による対応の促進についても、意見交換を行います。

本協議会の開催は、2019年8月7日、2023年6月21日に続き3回目であり、時間外労働の上限規制の開始後初めてです。

日時：令和6年7月26日（金）13：15～15：15
※頭撮りのほか、途中まで取材が可能です。
場所：高松サンポート合同庁舎北館702会議室

当日取材の場合、前日25日（木）17時までに上記担当にご連絡いただければ幸いです。

添付資料：

「香川建設業関係労働時間削減推進協議会」設置要綱

「香川建設業関係労働時間削減推進協議会」設置要綱

1 目的

建設業においては、働き方改革の取組を進める中、令和6年（2024年）4月1日より時間外労働の上限規制が適用されており、長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。そのため、本協議会は、関係行政機関が緊密に連携して、建設事業主団体や建設工事発注者となる事業主の団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会を開催等し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う方策等について協議することを目的とする。

2 構成員

次の者をもって構成する。

- (1) 国土交通省四国地方整備局
- (2) 香川県建設関係部局
- (3) 一般社団法人 香川県建設業協会
- (4) 香川県経営者協会
- (5) 香川県商工会議所連合会
- (6) 香川労働局（事務局）

3 事務局

本協議会の事務局は、香川労働局労働基準部監督課が務める。

4 協議事項

- (1) 労働時間説明会の内容及び取組の進め方について意見交換
- (2) 業者間での意見交換や情報共有に際し、助言・調整を行う等の調整役の役割について意見交換
- (3) 業界団体の自主的な取組に当たり行政からの必要な支援などについて意見交換

5 会議の開催

本協議会は、必要に応じて開催する。

6 施行

この要綱は、令和元年8月7日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和5年5月16日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和6年6月10日から実施する。